

電子取引対応必須まであとわずか！

小さな会社のための改正電子帳簿保存法対策

電子取引のデータ保存については、本年12月まで^{ゆうじょ}宥恕期間が与えられていましたが、2024年1月以降は定められた保存方法に従ってデータを保管することが義務化されています。特に電子取引に当たる部分の正しい理解と、その対応について社内で決めておく必要があります。本セミナーでは、施行まで間近に迫る改正電子帳簿保存法についての概要と、実際に事業者が取り組むべき電子取引について詳しく解説いたします。

セミナー内容

受講料
無料

- 電子帳簿保存法の概要
- 電子取引とは
- 小さな会社が注意すべきポイント
- 電子帳簿保存法の最新情報



講師

塩野貴之税理士事務所 代表
STコンサルティング合同会社 代表

塩野 貴之 氏



講師プロフィール

上智大学卒業後、旭硝子（現AGC）株式会社と中堅商社の経理部門において決算早期化・子会社管理・上場準備・原価計算・管理部門の仕組み作り・M&A業務等の各種業務に従事。独立後は20年以上の上場企業勤務の経験を活かし、業務改善を通じて顧問先の業績向上をサポートするなど、中小企業のお金を守り社長を支える「社外参謀」として活動中。難しい専門用語をできるだけ使わず、相手の立場に立った分かりやすい説明には定評があり、現在の顧問先は個人事業主から上場企業まで多岐にわたっている。

日時 令和5年10月30日(月) 14:00~16:00

会場 飯田商工会館1階 商店街交流ホール (飯田市常盤町41)

定員 30名 中小・小規模事業者 (会員・非会員を問わず)

主催・お問合せ 飯田商工会議所中小企業相談所 TEL 0265-24-1500

申込み 下記の欄にご記入の上、FAX 0265-24-1142
または WEB にてお申し込みください。

WEBでの申し込みは
こちらから →



切り取らずにこのままFAX (0265-24-1142) して下さい

『小さな会社のための改正電子帳簿保存法対策』セミナー 参加申込書

事業所名		所在地	
TEL		FAX	
参加者名		参加者名	

※本セミナー申込に関して頂いた個人情報につきましては、セミナー運営以外の目的で利用することはありません。